

北塩原村耐震改修促進計画
(改定)

令和4年3月

北 塩 原 村

目 次

は じ め に

第 1．建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- (1) 想定される地震の規模、被害状況
- (2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定
- (3) 公共建築物の耐震化の目標

第 2．建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- (1) 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針
- (2) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策
- (3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備
- (4) 地震時の建築物の総合的な安全対策
- (5) 優先的に着手すべき建築物等の設定

第 3．建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- (1) ハザードマップの作成・公表
- (2) 相談体制の整備
- (3) パンフレットの作成とその活用
- (4) 行政区との連携
- (5) ブロック塀等の倒壊防止対策
- (6) 空き家等の耐震化対策

第 4．その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

資 料

はじめに

1. 計画策定の背景

- 平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い生命が奪われましたが、地震による直接的な死者数の 9 割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。また、倒壊した建築物等は、避難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招きました。このとき倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和 56 年 6 月 1 日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定耐震基準に適合していない住宅・建築物でした。
 - その後も新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、石川県能登半島沖地震など大地震が頻発し、特に平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震（以下、「東日本大震災」という。）は、巨大な地震・津波により、一度の災害では戦後最大の人命が失われるなど甚大な被害をもたらしました。改めて、地震による被害の大きさと復旧の難しさを認識させられました。このように、日本では大地震が頻発しており、発生の可能性が低いといわれていた地域で発生し、多大な被害をもたらしたことを考慮すれば、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。さらに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、とりわけ宮城県沖地震については、発生の切迫性が指摘され、甚大な被害が想定されることから、本県への影響も無視できない状況にあります。
 - 政府の中央防災会議では、地震による死者数及び経済被害額を減らすため、建築物の耐震改修を緊急かつ最優先に取り組むべきものと位置づけています。
 - 建築物の耐震改修の促進に関する法律「平成 7 年法律第 123 号」（以下、「法」という。）に基づき、平成 19 年度 1 月に福島県耐震改修促進計画が作成され、本村においても、平成 20 年度に北塩原村耐震改修促進計画を策定し、平成 27 年度までに住宅の耐震化 90%、特定建築物の耐震化を 90%とすることを目標に耐震化に取り組んできました。
- しかし、東日本大震災による甚大な被害や社会情勢の変化により、更なる耐震化促進の取組を充実・強化する必要性が生じ本計画の見直しを行いました。

2. 計画の位置付け

- 本計画は、法第 6 条の規定に基づき、国の基本方針及び福島県耐震促進計画を踏まえて、大規模地震の発生による人的及び経済的被害の軽減を目的として村内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修及び耐震改修の促進するために策定するものであり、令和 3 年度県計画の改定に伴い、見直したものです。

3. 計画の期間

- 本計画は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とする。
※計画期間の終了年度は、県計画と同様とする。

第1. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模、被害状況

当村へ大きな影響を及ぼす地震として「会津盆地西縁断層帯地震」、「福島盆地西縁断層帯地震」、「双葉断層帯地震」「宮城県沖地震」を想定されます。

下表に地震規模・被害の状況の概要を示します。

想定区分	会津盆地西縁断層帯地震	福島盆地西縁断層帯地震	双葉断層帯地震	福島県沖地震
想定震度	M7.0 幅 5km、深さ 10km	M7.0 幅 5km、深さ 10km	M7.0 幅 5km、深さ 10km	M7.0 浅部深さ 20km
想定震度	最大6強	最大6強	最大6強	最大6弱
木造大破棟	11,031 棟	11,306 棟	7,723 棟	4,733 棟
非木造大破棟	342 棟	497 棟	217 棟	158 棟
死者(夜・昼)	749 人・278 人	840 人・327 人	553 人・203 人	346 人・131 人
負傷者(夜・昼)	4,604 人・4,476 人	4,323 人・4,343 人	2,903 人・2,948 人	1,632 人・1,661 人
避難者	38,366 人	51,621 人	28,599 人	35,798 人

(福島県地域防災計画・震災対策編より)

(2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

①住宅

令和3年度課税台帳資料によると、本村の住宅の耐震化の状況は下記のとおり居住世帯のある住宅約 1,173 戸のうち耐震性のある住宅は約 1,044 戸で耐震化率は 89.00%です。想定地震による想定被害を減少させるには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があります、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を令和12年度までに概ね解消にすることを目標とします。

区分	昭和56年以降の住宅①	昭和55年以前の住宅② 耐震性有③	住宅数④ (①+②)	耐震性能 有住宅数⑤ (①+③)	現状の耐震 化率(%) ⑤/④	耐震化率の 目標(%) 令和12年度
木造	873	249 121	1,122	994	88.59	概ね解消
非木造	49	2 1	51	50	98.03	概ね解消
合計	922	251 122	1,173	1,044	89.00	概ね解消

* 昭和55年以前の住宅の耐震性の有無(耐震改修工事をしたものを除く)については、県全体の耐震性割合を利用した。

* 昭和55年以前の住宅の耐震改修工事の実施戸数の推計は、県全体の耐震改修工事実施率を利用した。

②特定建築物

本村には、法第14条第1項第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）が総数41棟存在し、このうち38棟（92.68％）の建築物については、耐震性能を有することを確認しており、3棟（7.32％）については、耐震診断を行っていないか又は耐震性能がない状態にあります。

また、法第14条第1項第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物はありません。

なお、法第14条第1項第3号に規定する地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（福島県地域防災計画の緊急輸送路に限る）の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物は3棟ありますが、うち2棟については耐震性能を有することを確認しております。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、多数の者が利用する特定建築物の耐震化を令和12年度末までに概ね解消することを目標とします。

表1-2 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標（単位：棟）（令和4年3月現在）

	昭和56年6月以降の建築物 ①	昭和56年5月以前の建築物②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化 (%) 令和3年度 ⑤/④	耐震化の目標 (%) 令和12年度
		内耐震性有 ③				
法第14条第1項第1号	33	5 3	38	36	94.37	概ね解消
法第14条第1項第2号	0	0 0	0	0	0	0
法第14条第1項第3号	0	3 2	3	2	66.67	概ね解消
合計	33	8 5	41	38	92.68	概ね解消

表 1－3 特定建築物（用途ごと）の耐震改修目標値

（単位：％、棟）

	現況 R3 年度末	目標 R12 年度末	公共建築物		民間建築物	
			現況	目標	現況	目標
特定建築物(法第14条第1号)	94.73 (36/38)	100	100 (11/11)	100	92.85 (26/28)	95
防災拠点施設 (公益上必要な施設)	100 (3/3)	100	100 (3/3)	100	—	—
避難施設 (学校・体育施設)	100 (6/6)	100	100 (6/6)	100	—	—
不特定多数が利用する施設 (ホテル・旅館・遊技場・銀行等)	91.66 (20/22)	100	—	—	91.66 (20/22)	95
多数が利用する施設 (賃貸住宅【共同】事務所等)	100 (8/8)	100	100 (2/2)	100	100 (6/6)	100

※ 村が所有管理する公共建築物の耐震化については、令和 3 年度末 100%となっている。

（3）公共建築物の耐震化の現況

- 村有の特定建築物のうち、庁舎は被害情報収集や災害対策指示、学校は避難場所として活用するなど、それらの多くが震災対策の拠点として活用されるため、地震時の利用者の安全確保だけでなく、被災後の拠点施設としての機能確保の観点から、優先して耐震化を実施することとし、令和 3 年度末時点で、耐震化率は 100%となっています。

第 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

（1）耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

- 建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識を持って地震対策に取り組むことが不可欠です。
- 村は、建築物の所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震や重点的に耐震改修の実施の阻害要因となっている問題を解決していくことを基本的な取組方針とします。
- また、住宅の耐震化を一層促進し、村民の安全・安全を確保するため、本計画に則した具体的な行動計画となる「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定、実行する。

（2）耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

- 建築物の所有者に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進制度、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていきます。

村は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅の所有者が、耐震診断を行う場合の費用の一部を負担するために「北塩原村木造住宅耐震診断促進事業実施要綱」に基づき、補助制度を設けます。（国・福島県事業により診断費用の補助制度があります。）

また、耐震診断により、耐震強度が不足した木造住宅の耐震改修を行う当該住宅の所有者へ「北塩原村木造住宅耐震改修支援事業実施要綱」に基づき、補助制度を設けます。

なお、建築物の所有者等が耐震改修を行う際に仮住居の確保が必要となる場合は、村営住宅の積極的な紹介に努めるとともに、民間賃貸住宅の紹介が可能となるように不動産業者との連携体制を検討します。

(3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

①適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制（建築士と大工の2名以上）、報告書様式、写真等データの作成方法等を定めた「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び大工・工務店が連携した体制の整備に努めます。

②村民への啓発活動

耐震診断に関する制度等を村広報紙に掲載し、定期的な防災関連記事等の掲載にも努め、村民の防災意識の向上を図り、耐震診断並びに耐震改修を促進するように努めます。

③耐震診断・改修の技術力の向上

村内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力向上のため、福島県が実施する講習会等への参加を呼びかけます。

(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策

①事前対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策、エレベータ閉じこめ防止対策の必要性が改めて指摘されています。このため、村では県と連携し被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、建築物所有者への必要な対策を講じるよう指導いたします。

また、村広報紙等に掲載し村民への啓発活動に努めます。

②地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け被災建築物等の応急危険判定が必要な場合は、村は判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。

また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受けられるための体制整備を検討します。併せて、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体

制整備についても検討いたします。

なお、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するため、村地域防災計画に基づき、体制の整備を進めます。

(5) 優先的に着手すべき建築物等の設定

①優先的に着手すべき建築物

優先的に耐震化着手すべき建築物は、次のとおりとします。

- ・ 地震が発生した場合において、災害緊急対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難場所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物。
- ・ 耐震改修促進法の特定建築物
- ・ 木造住宅

②重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は、「福島県地域防災計画」震災対策編の緊急輸送道路に定められた沿道とします。

表 2－2 緊急輸送路等

種 別		路 線 名 等	備 考
緊急輸送路	県指定路線	一般国道 4 5 9 号	第二次確保路線

第 3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) ハザードマップの作成・公表

村は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生の恐れがある地震や噴火、その他災害の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（北塩原村総合防災マップ）を公表します。

(2) 相談体制の整備

- 建設課を建築窓口として耐震診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、村民からの建築相談に応じることができるよう、福島県や関係機関と連携を図りながら体制整備に努めます。

(3) パンフレットの作成とその活用

国、県、関係機関等のパンフレットを活用し、村民へ建築物の耐震化の普及啓発を図ります。

(4) 行政区との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。また、一人暮らしの高齢者世帯等災害弱者になりやすい世帯等の把握は地域の協力を得なければ難しく、村と行政区との連携も重要です。

村は、専門家や技術者派遣等の支援・協力を福島県より受け、行政区単位での防災講習会や行政区内における地震時の危険箇所点検を計画し、これを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めるとともに、災害弱者になりやすい世帯等の把握にも努めます。

(5) ブロック塀等の倒壊防止対策

村地域防災計画の緊急輸送路に指定された路線において、ブロック塀が倒壊した場合、道路の通行が困難になるばかりではなく、場合によっては人的被害が発生します。このため、県と合同で通学路等を中心にブロック塀の点検を継続するとともに、広報誌、村ホームページ、パンフレット等による情報提供、住まいに関する相談窓口におけるアドバイス等により、ブロック塀等の倒壊防止対策を促します。

(6) 空き家等の耐震化対策

近年、地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅・建築物が年々増加しており、今後も空き家は増加すると考えられます。

しかし、耐震性が不十分な空き家においては、地震によって倒壊し、村民の避難や緊急輸送路等に支障をきたす可能性があることから、村空き家等対策計画に基づき、空き家の所有者に対する注意喚起、助言、指導等に併せ、空き家の耐震化に関する情報提供することによって、耐震化や除却を促します。

第4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

本計画は、原則として5年ごとに、また、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況、国・県の計画等を勘案し、見直しを実施します。

なお、耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。

資 料

1. 住宅の耐震化の現状
2. 法第14条に基づく村有の特定建築物の一覧
3. 関係法令等
 - (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
 - (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律
 - (3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

1. 住宅の耐震化の現状

建築時期	総数	住宅の種類		構造		
		専用住宅	店舗その他 併用住宅	木造	防火木造	鉄筋・鉄骨 コンクリート造
昭和45年以前	136	126	10	134		2
昭和46年～昭和55年	115	80	35	115		
昭和56年～平成2年	247	228	19	236	3	8
平成3年～平成7年	190	174	16	182		8
平成8年～平成12年	220	200	20	204	2	14
平成13年～平成15年	136	133	3	124		12
平成16年～平成19年	66	65	1	59	2	5
平成20年～平成25年	24	22	2	23	0	1
平成26年～平成30年	31	31	0	30	0	1
令和1年～令和3年	8	8	0	8	0	0
計	1173	1067	106	1115	7	51

2. 法第14条に基づく村有の特定建築物一覧

番号	名称	区分	法	政令 第6条 第2項	所在地	所有者	延べ床面積 (㎡)	構造	建築年	規模
1	北塩原村立さくら小学校	公共	法第14条第1号	第2号	大字北山字北畑4275	北塩原村長	1,869	RC	S57	3
2	北塩原村立裏磐梯小学校	公共	法第14条第1号	第2号	大字桧原字剣ヶ峯1093-732	北塩原村長	2,466	RC	H5	2
3	北塩原村立第一中学校	公共	法第14条第1号	第2号	大字北山字上ノ台2850	北塩原村長	2,061	RC	S62	3
4	北塩原村立裏磐梯中学校	公共	法第14条第1号	第2号	大字桧原字剣ヶ峯1093-732	北塩原村長	2,170	RC	H7	2
5	生涯学習センター	公共	法第14条第1号	第3号	大字大塩字下六郎屋敷2134	北塩原村長	1,903	RC	S58	3
6	旧桧原湖セミナーハウス	公共	法第14条第1号	第3号	大字桧原字水梨原1137	北塩原村長	2,947	RC	S52	2
7	役場コミュニティセンター	公共	法第14条第1号	第3号	大字北山字姥ヶ作3151	北塩原村長	2,794	RC	S54	2
8	北塩原村村民体育館	公共	法第14条第1号	第4号	大字北山字村東150	北塩原村長	1,059	RC	S51	1
9	自然環境活用センター	公共	法第14条第1号	第4号	大字桧原字剣ヶ峯1093-732	北塩原村長	1,209	RC	S59	1
10	公営住宅裏磐梯団地	公共	法第14条第1号	第3号	大字桧原字剣ヶ峯1093	北塩原村長	816	RC	H1	3
11	公営住宅北山団地	公共	法第14条第1号	第3号	大字北山字地藏堂5	北塩原村長	1,464	RC	H19	3

3. (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(平成18年1月25日国土交通省告示第184号) 抜粋

(略)

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸(約18パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第十四条第一号に掲げる建築物(以下「多数の者が利用する建築物」という。)については、約42万棟のうち、約6万棟(約15パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画(平成二十八年三月閣議決定)における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95パーセントにすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

耐震化率を95パーセントとするためには、平成25年から平成32年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約650万戸(うち耐震改修は約130万戸)とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約3倍にすることが必要である。

また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約4万棟(うち耐震改修は約3万棟)とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約2倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約130万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

3. (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成7年法律第123号) 抜粋

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

(略)

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

3. (3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

(平成7年政令第429号) 抜粋

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応

じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。